

車両サポート

レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故をサポートいたします。
ナンバー付車両の貸出しは、サポート制度ご加入を条件にさせていただきます。ご加入いただけない場合はお断りする場合がございます。
借受人以外の方が運転する場合は事前に運転手のお名前、免許種類、免許番号の連絡が必要です。

対象	サポート内容	お客様負担金
車両	対人賠償 無制限	0円
	対物賠償 最高1,000万円	10万円
ナンバー付建設機械	車両損害 盗難・全損……時価 部分損傷……復元費用	損害額の10% (下限10万円)
	搭乗者傷害 最高1,000万円	0円

※ 2回目以降の事故はお客様負担金を2倍とさせていただきます。

【対人】

レンタル車両を通常の運転中に、第三者（他人）に対して発生した損害

【対物】

レンタル車両を通常の運転中に、第三者（他人）の財物に対して発生した損害

※ 1 通常の運転中に発生した事故とは、定められた正しい使用方法での運転中に発生した事故であり、故意又は、無理な運転により発生した事故については、通常運転中の事故とはなりません。

※ 2 賠償責任の範囲・金額は司法上の賠償責任に準じます。

【搭乗者】

レンタル車両に定められた正しい乗車方法で搭乗し、事故によって死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被られた場合にサポートいたします。

傷害時の医療サポートは事故の日から180日を限度に通常生活が可能になるまでに要した日数に定額を乗じた金額をサポートします。

【車両本体】

レンタル車両を通常の運転中、およびレンタル車両を保管中に発生した事故による損害

火災、盗難、器物損壊を含む

【自損事故】

電柱に衝突したり、がけから転落する等の自損事故で、運転者又は搭乗中の方が死傷し、自賠責保険による補償が受けられない場合にサポートいたします。

但し法令違反、例えば制限時速を越えた速度や進入禁止路での自損事故はサポート対象外です。

◆サポートさせていただいた事故例

(対物/車両)

1. 交差点内を青信号で直進した際、右折して来た対向車と接触し、双方破損した。

(車両本体)

2. 雨天高速道路走行中、わだちハンドルをとられ側壁に接触し、車体を破損させた。

(対人賠償責任)

3. 車両走行中、飛び出してきた歩行人と接触しケガを負わせた。

(搭乗者傷害)

4. 赤信号で停止中、後続車に追突され運転手がケガをし、治療の為7日間入院した。

◆サポート「対象外」事故 ※「Cat レンタル九州サポート制度共通免責規定」参照。

【全般】

1. 無免許運転又は酒酔い、麻薬等の影響により、正常な運転ができない恐れがある状態で、運転している場合借受人以外で弊社に連絡、弊社の承諾のない運転者による事故は対象外となります。

2. 自殺やけんか、又は犯罪等によって生じた事故。

(車両本体)

1. 常識的始業点検を怠った使用によるもの。(作業油・オイル・冷却水・安全装置等)
(お客様の不注意によるエンジン焼け等)

2. 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害。

3. 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を超えた等）、及び不適当な使用（用途外使用）による損害。

4. 取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等。
(許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害等)

5. 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害。

6. タイヤ等消耗品、管球類（ライト等）、荷台及びあおりの損害。

7. トランスミッション（変速機）単体の損害。

8. 道路交通法違反が原因での損害。(信号無視、過積載、高さ、長さ、幅制限超過等)

9. クレーン付車両・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しない事により発生した損害。

10. 故障損害やその他電氣的・機械的による損害。

- (発電機の故障によるコンピュータデータの破損など)

11. 欠陥・摩耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害。

12. 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害。

13. 凍結による損害。(ラジエーター、水タンク、バルブ等)

14. 詐欺、横領等の不誠実行為による損害。

15. 盗難、いたずら、当て逃げ被害時、所轄警察への届出がなかった場合。

16. 部品などの機械の部分盗難。

17. 積荷の損害。

18. 転落事故等による、車両の引き上げ費用（クレーン代等）・運送費用・入れ替え費用等。

(賠償責任)

1. 事故を起こした本人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合。

2. 加入者の会社が所有・使用・管理する財物に生じた損害。

- ※加入者が他のレンタル会社から借入れした機械も使用・管理する財物となる為、サポート対象外となります。

3. 同じ現場に従事する他社の財物を破損した場合。

4. 運転者の会社（JV及び共同作業従事者を含む）及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害。

5. お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。(建築中の建物を破損した等)

6. 当事者間のみで示談してしまった場合の賠償金。

7. 人身事故で所轄警察へ人身事故届が出されていない場合。

(搭乗者傷害)

1. 治療に要した実費。

2. 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害。

3. 明らかなる重過失による後遺障害または傷害。

4. 後遺障害のサポート額は、程度により異なります。(1,000万円限度)

5. 正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等）に乗車中の事故による後遺障害、又は傷害。

◆サポート「対象外」の事故例

1. 不注意により、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。

2. 積載荷重オーバーした車両が走行し、カーブを曲がりきれずに横転してしまった。

3. レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。

4. 除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。

5. エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。

6. レンタル車両のタイヤのパンク修理代。